

できません。

・雇用保険料

一方、雇用保険料は、支給額に直接率を掛けるので、月々により保険料が違ふことがあります。今年は、1年間の暫定措置として、率が引き下げられ、本人負担は、一般の事業では0.4%を支給額にかけます。

なお、業務上の災害、通勤災害を補償する労災(労働者災害補償保険)は、会社の全額負担ですので、個々の給与から引かれることはありません。

・所得税

所得税は、支給額から社会保険料、雇用保険料を控除した額から計算されます。

予め会社に提出した扶養控除等申告書で、『給与所得の源泉徴収税額表』により控除後の額の該当するゾーンの「甲」欄から源泉徴収税額を求め所得税として控除されます。

申告書の提出がない方等は「乙」欄から税額が決定されます。

・住民税

住民税は、会社が市町村に提出した「給与支払報告書」により計算されます。

新入社員の方の場合は、入社1年間は控除されませんが、2年目より自分で納付する方以外は、バッチリ徴収され、退社後も納付しなければいけません。

★これが、結構侮れない額ですので、新入社員以外の方でも、退職をお考えの方は、退社後の支出計画に含めておいて下さい)

●西尾の解説

で、控除額全て引かれて、手元に残った額がこれからの1箇月の生活資金となる訳です。

他に引かれる項目もありますが、会社によってそれぞれです。

財形貯蓄、労働組合費(会社と組合が協定を結んでいる場合)、従業員食堂での食事代、社員販売等々。

それと、社会保険料の控除についてですが、

当月控除＝その月のお給料から、その月分の保険料を引く

例：4月分給料から4月分保険料を引く場合

翌月控除＝その月の給料からは引かず、翌月分支給の給料から引く

例＊5月分給料から4月分保険料を引く

どちらもあります。

退職の場合、自分で混乱し、厚生年金保険の加入期間を誤解してしまうケースもありますので、確認しておきましょう。

★トピックス～雇用保険が変わりました！～

3月27日、国会で「改正雇用保険法」が成立しました。

今回の改定は、非正規労働者の方達の支援強化にあります。

今まで、雇用保険加入条件にあった

「1年以上の雇用が見込まれる者」⇒非正規社員の場合は「6箇月以上の雇用が見込まれる者」に、基本手当(失業手当)の受給資格を

「雇い止め」の場合は、1年の被保険者期間から6ヶ月の被保険者期間があればよい等、

増加が続く非正規社員の方達へのセイフティーネットを拡大した改正となりました。

法律が整備されても、現在の雇用形態はめまぐるしく変化しています。

私たちの追いかけてこにならないよう、

働く側しっかりとご自分の労働条件を確認し、いざというときに備える必要があります。

今回の雇用保険の改正ですが、私には納得がいかない部分があります。

今現在、困っている非正規労働者支援を考えるのは当然のこととは思いますが。

しかし、今まで、きっちり雇用保険料を納めてきた正規労働者の中にも、

支援を必要としている人はたくさんいます。

大体、雇用保険の半額近くを負担してきた労働者が、
なぜ、自己都合で退職する場合3カ月もの給付制限があり、
基本手当の支給を待たなければいけないのでしょうか？

会社を退職することのどこがいけないのか？
職業選択の自由があるなら、会社を退職するのも自由のはずです。
今の時代は、無責任に職を転々とし、雇用保険で食いつなぐ、
というような時代ではありません。
また、そのようなことのないよう、制度上歯止めはきっちり掛かっています。
それに、そんな人がいたとしても、ほんの一握りです。

次の雇用保険法の改正の際には、是非自己都合退職の場合の
給付制限について、考慮していただきたいと 思っています。

=====

~~~~~編集後記~~~~~

春は名のみ、風の寒い日が続いております。  
それで、桜の花の花持ちがよいそうです。

もう少ししたら、私も友人たちとお花見に。  
手製のおにぎり(私の作ったおにぎりは、友人もおいしいとほめてはくれるのですが、  
なぜか全員首をかきあげているように見えます。)、立田揚げふう鳥から、  
胡瓜スティックにソラマメ、のささやかなご馳走で、桜の下でビールでカンパイ。

とはいえ、  
私にとって、開業して6回目の春、  
気を引き締めて取り掛かろう、と思います。

皆様も新年度、がんばりましょうね。  
~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント
西尾雅枝
〒604-8155
京都市中京区錦小路通室町東入ル
占出山町308 ヤマチュービル2F N10
電話&FAX(075)241-4586
メールinfo@nishio-sr.com
WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。 *

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報
発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>
配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
